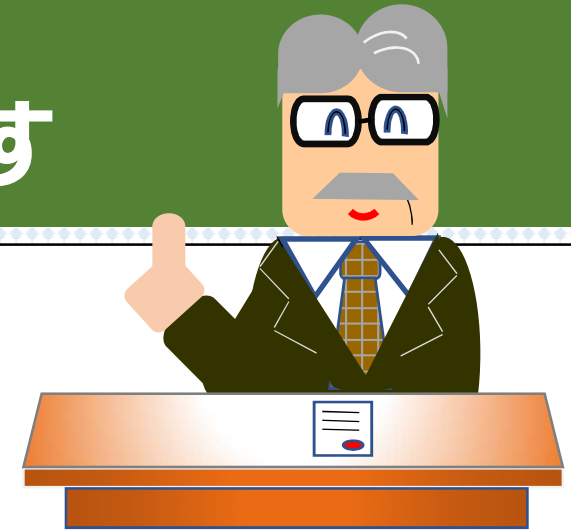


# 公証役場で働く「公証人」 の公募についてお知らせします



法務省では、**裁判官、検察官、又は弁護士**の資格を有する「法曹有資格者」を対象として、**毎年3回**、公証人採用のための選考を行っています。

## 公募はいつ頃行われますか？

・3月期公募、7月期公募及び11月期公募の年3回、官報、法務局掲示板、法務省HPで募集しています。

## 申込願書の受付期間はどれくらいですか？

・申込願書の受付期間は、それぞれの公募における申込開始から約1か月間となります。

## 全国各地で募集はありますか？

・採用予定地や採用予定年月日は、それぞれの公募時期によって異なります（公募時に掲載しています。）。

## 選考ではどのようなことをするのですか？

・申込願書等の提出書類を確認するほか、面接の際に、公証実務に関すること等をお尋ねします。

## 公証人の職務内容は・・・

当事者その他の関係人の嘱託を受けて、以下のような職務を行います。

- 法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成すること
- 私署証書の認証を行うこと
- 株式会社等の定款の認証を行うこと
- 確定日付の付与を行うこと



公証人は、これらの職務を通じて、

- 私人間の私的紛争の防止
- 私的な法律関係の明確化・安定化

といった**予防司法的機能**に重要な役割を果たしています。

## 事前に御留意いただきたいこと

公証人は、国家公務員法上の公務員ではありませんが、公証人法の規定により法務大臣が任命し、公証行為という国の公務を掌るものです。このため、実質的意義における公務員であり、刑法の文書偽造罪等や国家賠償法の適用については、公務員に当たるとされています。また、公証人は、その取り扱った事件について守秘義務を負うほか、法務大臣の監督を受けることとされています。

なお、公証人には職務専念義務があり、兼職は禁止されています。したがって、例えば、弁護士登録をしている場合には、その登録の取消しをする必要があります。

御不明な点等こちらまでお問合せ願います。

【お問合せ先】  
法務省大臣官房人事課任用係  
TEL03-3580-4111  
(内線2115)